

# カンボジアにおける強制執行の実務上の問題点

前 J I C A カンボジア長期派遣専門家（現東京地方裁判所判事）

金 納 達 昭

## 1 はじめに

カンボジアにおいては、日本の支援のもとで民事訴訟法<sup>1</sup>（以下、カンボジアの民事訴訟法を単に「法」という。）が制定され、強制執行に関する規定の多くは、法の一部（「第六編 強制執行」及び「第七編 保全処分」）として定められている。カンボジアにおける強制執行に関する規定は、基本的には日本の民事執行法の規定と似たものとなっているが、異なる部分も存在する。例えば、執行債権者<sup>2</sup>の権利に優先する担保権等の負担が不動産の上に存在する場合、日本においては、売却によりそれらの負担は消滅するものとして、買受人に負担のない不動産を取得させることとされている（消除主義。日本民事執行法59条）。これに対し、カンボジアにおいては、それらの負担が付着したままの不動産を買受人に取得させることとされている（引受主義。法431条）。

当職の在任中、弁護士及び裁判官などの現地法律実務家から、カンボジアの民事訴訟制度について様々な質問が寄せられたところ、その中には、強制執行に関するものが少なくなかった。特に、2022年には、裁判官を対象に強制執行・保全に関する大規模なセミナーを2度行ったところ、そこでも、強制執行について多くの質問が寄せられた。これらの質問の中には、単に法の趣旨を理解していないだけのものも多く見られたが、現地の運用の様子やその問題点を示す興味深いものも存在した。そこで、本稿では、当職の在任中に対応した質問のうち、カンボジアにおける強制執行の実務上の問題点を示すものを5つご紹介したい。

## 2 他人名義の不動産に対する強制執行

執行債務者以外の者が登記名義人となっている不動産に対し、強制執行を行うことができるか。

- (1) カンボジアでは、1992年土地法等に基づき登記プロセスが開始して以来、2017年9月末までに、国土の約65%の初期登記（日本でいう所有権保存登記）が完了したとのことである<sup>3</sup>。このように、初期登記の作業が進展している反面、一般市民の中には、必ずしも登記の記載を真実の権利関係を反映したものと考えず、執行債務者以外の者が登記名義人となっている不動産について、執行債務者の財産である

<sup>1</sup> 日本の支援のもとで制定された民事訴訟法をはじめとする法令の和訳は、法務総合研究所国際協力部のHPに掲載されている。<[https://www.moj.go.jp/housouken/houso\\_houkoku\\_cambo.html](https://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_cambo.html)>

<sup>2</sup> 法347条は、強制執行手続の当事者の呼称について、強制執行の申立てをした者を債権者、その相手方とされた者を執行債務者というように定めている。

<sup>3</sup> 金武絵美子「カンボジア王国における不動産登記制度の実情」ICD NEWS第73号41頁。

と主張し、強制執行の申立てを行う者がいるようである。

(2) 日本では、既登記の不動産に対し強制執行を申し立てる場合、登記記録上の所有名義が債務者であることを要し、別の文書で不動産が債務者の所有であることを証明して、これに代えることはできないとされている。すなわち、基本的に、債務者以外の者が登記名義人となっている不動産に対し、強制執行を行うことはできない。登記名義により一律に判断するのが手続の安定にかなうし、他人名義のままでは差押えの登記ができないからである<sup>4</sup>。例外的に、登記記録の表題部に債務者以外の者が所有者として記録されている場合に、不動産が債務者の所有に属することを証する文書を申立書に添付することで、強制執行の手続を進めることができるにすぎない（日本民事執行規則23条1号）。

(3) それでは、カンボジアにおいては、どう考えるべきか。法417条3項1号は、既登記の不動産に対する強制執行の申立てにつき、「登記簿に執行債務者以外の者が所有者として記載されている場合にあっては、執行債務者の所有に属することを証明する文書」を申立書に添付しなければならないと定めている。カンボジアの登記簿には、表題部・権利部という区別はないので、同号の文言を前提とすれば、執行債務者以外の者が登記名義人となっている不動産についても、不動産が執行債務者の所有に属することを証明する文書さえあれば、強制執行を行うことができるようにも思える。

しかし、法417条3項1号は、不動産登記制度が十分に整備されていなかった当時の状況を前提に、現場における柔軟な対応を可能にするために起草されたものと思われるところ、各種の関連省令が成立し<sup>5</sup>、不動産登記制度の整備が相当に進んだ現在においては、執行債務者以外の者が登記名義人となっている不動産に対し強制執行の手続を許す必要性は低い。また、手続の安定性の観点からは、執行機関において一律に判断できる仕組みが望ましいこと、他人名義のままでは差押えの登記ができないこと（民法関連の不動産登記に関する共同省令9条1項）は、カンボジアも同様である。

以上を総合すると、現在においては、法417条3項1号の文言にかかわらず、カンボジアにおいても、既登記の不動産に対し強制執行を申し立てる場合、基本的には登記記録上の所有名義が執行債務者であることを要し、執行債務者以外の者が登記名義人となっている不動産に対し、強制執行を行うことはできないと考える。

<sup>4</sup> 最高裁判所事務総局編「条解民事執行規則（第四版）上」111頁。

<sup>5</sup> これまでに、日本の支援のもと、司法省と不動産登記を管轄する国土整備・都市化・建設省との間で、民法関連の不動産登記に関する共同省令、民事訴訟法関連の不動産登記に関する共同省令及び未登記不動産の差押え及び保全処分に関する登記手続についての共同省令が成立した。

### 3 担保権者による通常の強制執行の申立て

抵当権等の担保権を有する債権者が、担保権の実行を申し立てるのではなく、被担保債権について確定給付判決を得て、これを執行名義として、不動産に対し通常の強制執行を申し立てることはできるか。できるとすれば、その強制執行の手続において担保権者及びその担保権はどう扱われるのか。

- (1) 法は、担保権者が目的財産を強制的に換価し、換価代金から他の債権者に優先して弁済を受けるための手続として、担保権の実行という手続を定めている。しかし、カンボジアにおいては、抵当権等の担保権を有する債権者が、担保権の実行を申し立てるのではなく、被担保債権について確定給付判決等の執行名義を得て、不動産に対し通常の強制執行を申し立てる例が多いようである。その理由は不明であるが、担保権の実行を申し立てるためには、担保権の存在を証する確定判決等の執行名義が必要とされるところ（法496条）、一部の裁判所が担保権の存在を確認する判決を出すことに消極的であることが背景にあるように思われる<sup>6</sup>。
- (2) 担保権者が、被担保債権について確定給付判決等を得て、これを執行名義として通常の強制執行を申し立てたとしても、これを禁止する規定はなく、申立て自体は適法であると思われる。それでは、強制執行の手続において担保権者及びその担保権はどのように扱われるか。
- (3) まず、担保権者は、通常の強制執行を申し立てた以上、一般債権者として扱われ、他の債権者に優先して弁済を受けることはないと考える。
- (4) 次に、担保権者が他の債権者に優先して弁済を受けないとしても、その担保権は不動産の売却によって消滅すると考える。

既に述べたとおり、カンボジアでは、引受主義が採用されており、執行債権者の差押えに対抗できる担保権は、不動産の売却後も存続する（法431条1項）とされているところ、抵当権等の担保権の設定登記は、登記簿上、差押えの登記より先順位となるため、担保権は不動産の売却後も存続するようにも思える。

しかし、引受主義の趣旨は優先債権者の権利を侵害しない点にあることからすると、法431条1項は、担保権の被担保債権と強制執行手続の請求債権とが別物であることを当然の前提にしており、被担保債権と請求債権が同一である場合、同項は適用されず、同条2項が適用されると考えるべきである。そうすると、担保権者が被担保債権について執行名義を得て通常の強制執行を申し立てた場合、被担保債権と請求債権とが同一であるから、担保権の設定登記が差押えの登記より先順位であったとしても、その担保権は、不動産の売却により消滅すると考えるのが相当である。

<sup>6</sup> 現地の裁判官によると、プノンベンにおいては、担保権の実行についての理解が進み、銀行等によって担保権の実行の手続がとられているが、地方においては、依然として通常の強制執行が選択される場合が多いとのことである。もっとも、プノンベンであっても、依然として通常の強制執行が選択されているとの声もあり、実際の状況は判然としない。

#### 4 強制売却手続中の執行債務者の死亡

不動産に対する強制売却の手続中に執行債務者が死亡した場合、手続を続行するにはどうすればよいか。

- (1) 日本では、債務者が強制執行の開始後に死亡した場合においても、強制執行の手続を続行することができることと明文で定められている（日本民事執行法41条1項）。
- (2) これに対し、カンボジアでは、日本民事執行法41条1項のような明文の規定は存在しないため、法335条により訴訟手続の中断及び受継に関する規定（法173条）が準用されるようにも思える。

しかし、法335条は、法の第二編（第一審の訴訟手続）から第四編（再審）の規定のうち、性質上、強制執行の手続にも適用すべき規定について、強制執行の手続へ準用する旨定めた規定であり、第二編の規定が例外なく強制執行の手続に準用されると考える必要はない。判決手続においては、双方審尋主義のもと、当事者双方が主張立証を尽くすことが予定されているので、当事者の一方が死亡した場合に、その相続人等が訴訟に関与できるまで手続を中断する必要性が高い。これに対し、強制執行手続においては、双方審尋主義は妥当せず、執行機関は、執行名義や申立書の添付書類によって、請求権の存否等を形式的に判断し、手続を開始・進行するので、手続を中断する必要性は高くない。このような強制執行手続の性質に照らすと、訴訟手続の中断及び受継に関する規定（法173条）を強制執行の手続に準用するのは相当ではない。

以上によれば、カンボジアにおいても、日本と同様に、強制執行の手続中に執行債務者が死亡した場合においても、強制執行の手続を続行することができることと解釈するのが適当である。

#### 5 抗告がされた場合の原決定の効力

強制執行の手続において、当事者が抗告をした場合、その抗告は、原決定の効力を停止させるか。

原則として、抗告は原決定の効力を停止させる（法305条1項）が、法の第六編（強制執行）に定める抗告は、原決定の効力を停止させない（法343条1項）。抗告の申立てがあるだけで原決定の効力が停止されるとすれば、強制執行の不当な引き延ばしのために濫用されるからである。

条文を確認すれば、すぐに答えがわかるはずであるのに、複数の裁判官から同じような質問が寄せられた。カンボジアにおいては、まさに法が想定したように、執行債務者が、強制執行の引き延ばしを狙い、法律上の根拠の有無にかかわらず抗告を連発し、執行機関がそれに翻弄されることが多いようである。カンボジアの裁判官が、上記の条文の趣旨を正しく理解し、毅然とした対応をとることが望まれる。

## 6 未登記不動産を目的とする強制執行

執行裁判所が、未登記不動産について強制売却の開始決定をし、地籍管理所（不動産登記を管轄する機関）に対し、当該不動産の初期登記を嘱託したが、地籍管理所は執行債務者が協力しないことを理由に初期登記をしない。どうすればよいか。

未登記不動産を目的とする強制執行については、未登記の不動産に対する差押え及び保全処分に関する登記手続についての共同省令が存在する。同共同省令によると、執行裁判所が未登記不動産について強制売却の開始決定をすると、書記官が地籍管理所に嘱託し、初期登記をした上で、差押え登記をすることとされている。執行債務者が強制執行に先立つ登記手続に任意で協力するとは考え難く、同共同省令も、執行債務者の協力が得られなくとも、初期登記の手続が進められるという前提で起草されたものと思われるが、複数の裁判官から同様の質問や報告が寄せられている。

上記の状況が生じる原因は判然としないが、地籍管理所が同共同省令の趣旨を適切に把握していない、登記嘱託書又はその添付書類の内容に不備があるなど、様々な可能性が考えられる。いずれにしても、裁判所としては、初期登記の手続に見合う資料が備わっているかを慎重に吟味するとともに、地籍管理所に対し、同共同省令の趣旨を説明しながら、適切な対応を求めていくほかにないようと思われる<sup>7</sup>。一朝一夕には解決できない難しい問題である。

## 7 おわりに

以上、当職の在任中に寄せられた質問のうち、カンボジアにおける強制執行の実務上の問題点を示すものを5つご紹介した。法が適用されてから15年以上が経過し、現地法律実務家の間で徐々に法についての理解が進んではいるものの、立法当初想定されていなかった運用の出現や関係機関との協働など、安定して運用を行うための課題は依然として多い。

JICAは、2022年11月から、法・司法分野人材育成プロジェクト（法整備支援プロジェクト・フェーズ6）を開始した<sup>8</sup>。同プロジェクトは、王立司法学院（Royal Academy for Judicial Professions）の教育改善を目的とし、活動の初期において、既存の教育内容や実務上の問題点に関する調査を行っている。本稿が実務上の問題点の把握に少しでも役立ち、カンボジアの実務が改善するきっかけとなれば幸いである。

<sup>7</sup> カンボジアの始審裁判所（第一審裁判所）の中には、当該地域を管轄する地籍管理所との間で協議の機会を設けて、運用の改善を図っているところもあると聞いている。

<sup>8</sup> 伊藤みずき「カンボジア『法・司法分野人材育成プロジェクト』の開始－プロジェクトの計画・策定経緯を中心に－」ICD NEWS第94号36頁。